

新城市こども園再編・整備計画策定支援業務
委託仕様書（案）

業務委託名

新城市こども園再編・整備計画策定支援業務

履行期間

契約締結日の翌日から令和6年7月31日まで

対象施設

新城こども園外16施設 ※別表1のとおり

当業務の背景及び目的

子ども・子育て支援事業計画に基づく地域子ども・子育て支援事業の推進にあたり、事業の拠点となるこども園の老朽化の進行、また、人口減少や核家族化など社会情勢の変化による教育・保育ニーズへの対応が課題となっている。

令和3年度に策定した「新城市こども園整備指針」に基づき、こども園の規模・配置を勘案し、人口動態、施設状況、市民意見を取り入れながら、持続可能で安全・安心な教育・保育環境の確保を目指すための再編を推進しつつ、長期的な視点で保育施設の維持管理に関連する経費の縮減と平準化を検討し、維持管理・更新を計画的かつ効果的に実施していくための課題整理、方針決定することを目的とする。

このような背景・目的を踏まえ、次に掲げる内容の業務を、専門の知識や経験等を有する事業者
に委託するものである。

業務内容

1. こども園再編・整備計画策定の背景と目的の整理

1.1.背景

- (1) こども園を取巻く環境について整理する。
- (2) 以下の上位計画などと本計画との関係を整理する。
 - ・新城市総合計画
 - ・新城市公共施設等総合管理計画
 - ・新城市公共施設個別施設計画
 - ・新城市地域福祉計画・地域福祉活動計画
 - ・新城市子ども・子育て支援事業計画
 - ・新城市こども園整備指針

1.2.目的

- 1.1.で整理した内容に基づいて本計画の目的を整理する。

2. こども園の実態把握

2.1.現状の把握

- (1) 児童数の将来推計
 - ・本市の人口推計データにおける年少人口及び出生数から児童数の将来推計を算出し、地区別に整理する。
 - ・対象期間は令和5年度から令和28年度までの24年間とする。
- (2) 保育申込率の予測
 - ・市内の女性就業予測に基づく保育申込予測を踏まえた保育申込率を予測する。
 - ・対象期間は令和5年度から令和28年度までの24年間とする。

- (3) 施設の実態把握
 - ・本市が保有する施設に関する既存データから対象施設の構造・規模、保有面積、建築年、耐震診断・耐震改修・大規模改修等の履歴を整理する。
- (4) 老朽化現地調査
 - ・本市が実施した劣化度調査（令和2年度実施）及び施設日常点検（令和4年度実施）の結果に基づいて、施設の老朽化について現地調査を実施する。
 - ・調査及び評価の方法は、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書／文部科学省平成29年3月」に準じることとし、発注者と協議の上で決定すること。
- (5) 施設運用の実態把握
 - ・別表1の対象施設（旧中央こども園、旧吉川こども園を除く）の園長へアンケート及びヒアリングを行い、保育・教育環境面及び維持管理の面から運営状況と課題を把握する。
 - ・別表1の対象施設のうち旧中央こども園、旧吉川こども園は、施設の除却及び土地の整理に向けた課題を整理する。
 - ・対象施設における平成29年度から令和3年度までの過去5年間の改修・修繕に要した費用を集計する。
 - ・園別に過去の年齢別のクラス数、人数/クラスを整理する。

3. 現状の評価と課題整理

- ・1.及び2.から、本市のこども園の現状評価と課題整理を行う。

4. 市民アンケートの実施支援業務

- ・市内の未就学児がいる世帯（約1,100世帯）の中から無作為に抽出された300世帯を対象にアンケートを実施する。
- ・本業務での支援内容は、アンケート票（案）の作成、アンケート票の郵送及び回収、アンケート結果の集計及び分析とする。

5. こども園再編・整備の方針設定

5.1. こども園の適正規模に関する方針設定

- ・こども園における保育・教育の効果を考慮して、年齢別のクラス数、1クラスあたりの適正な集団規模の基準を設定する。

5.2. 施設の持つ機能及び施設で提供される保育サービスに関する方針設定

- ・施設の持つ機能及び施設で提供される保育サービスの方向性として現状維持の可否を判定するための基準を設定し、その基準に沿ったフローチャートを作成する。

5.3. 施設の目標使用年数及び改修等の周期に関する方針設定

- ・長寿命化改修を実施するか判定するときの基準となる目標使用年数及び改修等の周期を設定する。

5.4. こども園の再編及び他の公共施設との複合化に関する方針設定

- ・5.1.から5.3.の結果及び地域ごとの特性を踏まえ、こども園の再編及び他の公共施設との複合化についての方針を設定する。

5.5. 整備水準の設定

- ・改修・改築等における建築部位・設備の種別ごとに整備水準を設定する。
- ・整備水準を設定する建築部位・設備の種別については、発注者との協議の上、決定する。

5.6. 改修工事等の実施方法の設定

- ・改修・改築等における工事の実施方法について仮設建物の使用も含めて複数案（2～5案程度）を設定する。

- ・複数設定した工事实施方法についての課題やメリット、デメリットを整理し、一覧表にまとめる。
 - ・対象施設の敷地条件と使用条件を考慮して、採用可能な工事の実施方法を選定する。
6. 市民参加型ワークショップの運営支援業務
- ・市内在住・在勤・在学者を対象とし、幅広く意見を聞くためのワークショップを実施する。
 - ・実施予定回数は1回とする。
 - ・本業務での支援内容は、ワークショップ実施計画の作成、説明資料等の作成、ワークショップ当日の進行及び取りまとめ、公表資料の作成とする。
 - ・ワークショップにかかる費用（文具等）は、業務委託料に含むものとする。
7. こども園再編・整備検討委員会の運営支援業務
- ・行政区長、こども園保護者、施設管理者、学識経験者、行政等で構成する検討委員会を実施予定である。
 - ・実施予定回数は3回とする。
 - ・本業務での支援内容は、検討委員会への出席、説明資料の作成協力及び議事録作成とする。
8. こども園の再編・整備計画の作成支援
- 8.1. 優先順位
- ・2.から7.の検討結果から改修・改築等の優先順位（案）を複数（2～5案程度）作成する。
- 8.2. 実施計画
- ・8.1.で作成した優先順位（案）に対して、前期（～令和8年度）、中期（令和9年度～令和18年度）、後期（令和19年度～令和28年度）の期間に応じた24年間における再編・整備に係る実施計画案を作成する。
- 8.3. コストの比較
- ・本計画を実施する場合に必要なと見込まれる施設整備費と実施しない場合の施設整備費の比較を通して本計画の財政面の効果を検証する。
9. 継続的運用の方針
- 9.1. 維持管理の方針
- ・今後の施設の維持管理における予防保全にあたり、点検部位及び点検方法、点検実施周期を設定する。
- 9.2. 情報基盤の整備
- ・施設の基本情報、修繕履歴等の維持管理に必要な情報を整理し、今後の維持管理の効率化に向けて活用するための施設基本情報シート（以下、「施設カルテ」という。）を作成する。
 - ・施設カルテは発注者の指定する様式により、Excel等の汎用ソフトで作成する。
- 9.3. 計画の見直し時期の設定
- ・計画策定後の社会情勢の変化や事業の進捗状況、施設の運営形態の変更等に対応し、計画の継続的運用を図るため、計画の見直し時期を設定する。
10. パブリックコメント支援業務
- ・計画（案）について本市が実施するパブリックコメントを支援する。
 - ・本業務での支援内容は、公表資料（案）、意見・質問への回答（案）の作成とする。

1 1. 業務打合せ

- ・業務打合せについては、業務の進捗に合わせ、適宜実施するものとする。
(想定：7回／業務内)

成果品等

1. 成果報告書の作成

- ・成果報告書として「新城市こども園再編・整備計画（報告書）」（A4版 簡易製本 5部）を作成する。
- ・成果報告書の内容を要約した「新城市こども園再編・整備計画（概要版）」（A4版 5枚程度）を作成する。

2. 作成資料・電子データ等の提出

- ・本業務で作成した資料及びその電子データ等については、業務終了後、次のものを発注者へ提出すること。形式の定めがないものについては、汎用ソフトにて取り扱うことができる形式で電子データを提出すること。作成した電子データ一式は、DVD-Rで提出すること。
 - (1) 本業務において発注者が作成を指示した資料の電子データ及びその根拠となる調査結果、資料等の電子データ
 - (2) 本業務の一環として行った打合せ議事録の電子データ
 - (3) 上記のほか、本業務に関連して作成した電子データ一式

支払方法

委託料の支払いは成果報告書及び作成資料・電子データ等の納品に対して検査を行い、検査の結果合格と認められた場合、請求に基づいて支払うものとする。なお、分割払いは行わないものとする。

その他

- (1) 本業務を遂行するにあたり、受注者は任意様式による業務計画書を速やかに提出し、発注者の承諾を得ること。
- (2) 本業務を遂行するにあたっては、受注者は事前に発注者と十分な協議を行い、発注者の意図を十分に理解した上で、業務にあたること。
- (3) 管理体制を明確化し、円滑に業務を遂行すること。
- (4) 本業務を遂行するにあたり、必要となる発注者が所有する関係資料等については、発注者より受注者に貸与するものとする。また、貸与を受けた資料の管理は受注者が責任をもって行うとともに、業務完了後速やかに返却すること。
- (5) 保護者、地域住民等の対応や業務の遂行にあたっては、誠意をもって対応すること。
- (6) 「12. 成果報告書の作成」における報告書等の著作権その他の権利はすべて発注者に帰属するものとする。
- (7) 本仕様書の各項についての疑義又は定めのない事項が生じたときは、双方で協議し、受注者は発注者の指示に従うものとする。
- (8) 受注者は、本業務の遂行上知り得た一切の情報を第三者に漏らしてはならないものとする。また、本業務終了後も同様とする。
- (9) 本業務の目的を達成する上で、有効な提案があれば盛り込むものとする。仕様に記載されていない事項は、発注者と受注者で協議し決定する。なお、本委託の性質上必要と思われるものは、受注者の責任において完備するものとする。

別表1 対象施設一覧表

施設名称	所在地
新城こども園	新城市字東入船32番地1
城北こども園	新城市字宮ノ後39番地2
千郷東こども園	新城市杉山字野中64番地1
千郷中こども園	新城市豊栄字スハ山248番地4
千郷西こども園	新城市豊島字馬渡11番地2
東郷東こども園	新城市大海字黒瀬23番地7
東郷中こども園	新城市八束穂字天王1041番地2
東郷西こども園	新城市上平井字昭和970番地
舟着こども園	新城市日吉字上ノ風呂58番地
八名こども園	新城市富岡字杉畑54番地5
長篠こども園	新城市長篠字丸井19番地1
鳳来こども園	新城市玖老勢字便福17番地
山吉田こども園	新城市山吉田字松沢5番地
大野こども園	新城市大野字久羅下39番地
作手こども園	新城市作手高里字縄手上20番地1
旧中央こども園	新城市字東沖野28番地2
旧吉川こども園	新城市吉川字中山36番地2

※ 旧中央こども園は平成28年度末に閉園。

※ 旧吉川こども園は平成26年度末に閉園。